# 令和8年度

# 保育所(園)・認定こども園・ 幼稚園・小規模保育事業所 入園申込案内



小林市健康福祉部

こども課

# 目次

はじめに確認していただきたいこと	
	1
	1
保育料 (利用者負担額)以外の費用、給食費等の保護者負担 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
令和8年度の年齢別クラス・・・・・・・・・・・・・・・・・F	2
よくあるご質問①・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
令和8年度の入園申込みについて	
	23
令和8年4月入園の一斉受付について・・・・・・・・・・・・・F	23
【◎対象者 ◎受付期間 ◎申請書等提出先 ◎申込みから入園までの流れ】	
年度途中(5月~3月)入園の申込みについて・・・・・・・・・・・	4
【◎対象者 ◎受付期間 ◎申請書等提出先 ◎入園申込受付一覧】	
保育所等の利用について <sub>利用施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</sub>	>5
申込みのために必要な条件	
幼稚園、認定こども園(幼稚部)の申込要件・・・・・・・・・・・・F	96
保育所(園)、認定こども園(保育部)、小規模保育事業所の申込要件・・・・・P	-
広域入園(市外の施設への申請・市外からの申請)について・・・・・・・・F	
広域入園(受託)【市外から小林市内の施設入園をご希望の方】・・・・・・P	
広域入園(委託)【市内から小林市外の施設入園をご希望の方】・・・・・・P 	6
教育・保育給付認定について	
3つの教育・保育給付認定区分・・・・・・・・・・・・・F 「保育を必要とする事由」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・F 保育必要量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
「保育を必要とする事由」 ・・・・・・・・・・・・・・F	99
保育必要量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ト	99
利用時間のイメージ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1	0
教育標準時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1	
保育標準時間または保育短時間・・・・・・・・・・・・・・ P1	
認定期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1	
よくあるご質問②・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1	2

教	育・	保	育約	合化	寸詞	忍	定	<b>(7)</b>	月	<b>∃</b> į	<u>入</u>		必	经	更	な	書	計	領											
	必要	事類				• 1		•	•	•	•			•			•			•	•		•	•			•	•	•	• P13
	-	1 号詞	忍定	(孝	女育	認定	定)	•		•	•	•	•			•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	• P13
	2	2 号詞	忍定	• 3	}号	認に	ŧ (	(保	育	認	定)	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			P13
	支給詞	忍定F	申請	書	(現	況原	畐)	兼	保	育	所領	等人	入刖	f≢	辽	書	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	- P14
	保育	を必要	要と	する	る事	由(	カ∤	っか	る	証	明				•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	- P14
	必要数	数 •				•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	• P14
幼	児教	育	• 4	呆了	与纬	無	賞	化	([		<b>)</b>	L١	7	-																
	無償	上の対	付象	年數	令 •	•		•		•	•	-		٠.	•	•		•	•		•		•	•			•	•	•	• P15
	子育*	てのか	こめ	のが	包設	等	利月	月紀	讨	認	定	区;	分•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	- P15
	よくさ	ある。	ご質	問(	<u>}</u> •	-		•	•	•	-	-		•	•	•	•	•	-	•	•		•	•	•	-	•	-	•	• P16
	「保育	育を!	<b>必要</b>	とす	よる しょうしょう しょうしょ しょうしょ しょう しょう しょう しょう しょう	事	山	•	•		•	•	٠	•	•	•	•	•	-	•		•	•	•	•	•	•	•	•	• P16
	無償	との対	付象			•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	- P17
	Ē	削食	豊の:	免隊	針に	つし	ハて	[ •	多	子	軽》	咸(	の考	きえ	.方	ī •	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	- P17
	預かり	ノ保i	筝の	無償	賞化	, -			•	•	•	-		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	- P18
	認可夠	<b>卜保</b> 育	う施:	设•	_	時予	頁か	いり	事	業	- 折	カリ	見伢	育	事	業	•	フ	ァ	Ξ	IJ-	-+	ナオ	ξ—	- <b> </b>	・セ	とン	ク	! —	事業
	の無償	賞化 -			•			•	•	•				•	•	•	•		•	-			•	-	•	•	•	•		- P18
	無償	とま <sup>-</sup>	での	流才	ι.						•								•			•				-	-	•		P18
	1:	呆育店	近([	氪),	、認	定	ے ک	ビ ŧ	康	] (	保育	育語	部).	. /	忕夫	見棹	复侣	育	事	業	所	を	利月	₱ ·						P18
	Ē	忍可多	小保	育旅	<b></b> 起設	をす	利用	₹•													-			•			•			P18
	¥	力稚園	氪 (:	私学	学助	成る	を腐	<b>全人</b>	)	. 認	定	<u>-</u> ا	تع	ŧ	袁	( \( \frac{1}{2} \)	幼科	准音	贤)	ŧ	上利	亅用								P19
	<b></b>	<b>仏学</b> 国	助成:	幼科	進園	(	新制	刂度	未	移	行)	7	を利	<b>リ</b> 用	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•		P19
幼	児教	育	• 4	呆	<b>与</b>	無	賞	化	O,	)E	<b>申</b> ;	込	<u>ر</u>	+(;	_ [	必	要	ĘŹ	な	書	業	頁								
	必要	<b>書類</b>		•		• 1		•	•	•				•		•	•	•		•								-		- P20
	兼	折 1 5	寻認:	定 ·		-		•	•	•					•	•	•	•	•	•	-		•	•	•	•	•			- P20
	兼	新2 <del>5</del>	寻認:	定 <b>·</b>	新	3 5	弓認	忍定	•		•	-		•	•	•	•			•	•		•	•			•	-		- P20
	子育 7	てのか	こめ	のが	<b></b> 色設	等	利月	月紀	付	認	定	. 3	変更	€#															•	- P21
	保育る	を必要	要と	する	5事	由(	カ∤	っか	る	証	明	書							•				•	•	•	•	-	•		- P21
	必要数	数 •				•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	- P21
申	込書	提	出往	<b>多</b> (	の「	副	出																							
	保育	を必要	要と	する	5事	由(	の多	更到	į -							•														- P22
	よくな	ある。	二質	問個	<u>.</u>	•								•					•											- P22
	保育											-																		- P23
	主な変							<b>上</b> 對	į -	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	• P23
保	育料	( )	利月	目す	旨	負担	坦	額	į)	(	<u> </u>	つ	し、	٦(																
	保育	単の流	—— 夬定			•		•	•	•	-	•		•	-		•										•			P24

•	保育料	+ (	利	用有	對	負	旦	額	)	の	算	定	:1=	係	る	要	件		•	•	•	•	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	P24
	市	5民	税	の‡	空队	涂(	<b>か</b>	適	用	•	•		•	•		•	•	•	•		•	•	-	•			•		•	•	•	-		•		P24
	伢	育	料:	算足	包	の	祖	父	日	合	·算			•		•		•				•									•			•		P24
	認	定	<b>ග</b>	切	李							•			•					•			•		•		•			•						P24
	多	子	軽	減	•							•	•		•					•			•	•	•		•			•		•				P25
		1	号	認定	包	カミ	多.	子	軽	減																										P25
		2		3 5	寻言	忍力	定	の	多	子	·軽	減																								P25
	U	ع ۱	り	親t	世春	带	ま	た	は	在	宅	消	か	١J	児	(	者	)	が	(J	る	世	帯	等	の	軽	減									P25
	生	活	保	護†	世神	制	Ξ.	対	す	る	補	足	.給	付	事	業	に	つ	い	て							•									P25
Ī	副食費	<b>1</b> (	お	かっ	ぎ	• 7	お	ゃ	つ	等	)	1=	·	しい	て																					P26
·	副	食	費	免队	余 <i>(</i>	カラ	<b>村</b>	象			•																									P27
				認定			_	•																												P27
		2	号	認定	Ē																															P27
	よくあ	5る	ے	質	<b>問</b> (	<b>5</b> )		•	•		•		•	•		•		•								•			•				•	•	•	P27
1							- •	_	#	<b>→</b>		==	1 -	1	<i>l F</i> il	I١	_	_	_								_	_								
保育	<b>う</b> 所	等	入	、戸	fΙ	Ŧ	ļį	<u></u>	貫	Ī	(	٥٥	5/	<u> </u>	17	J /	•	-	•	_						_	•		•	•	•	•	•	•	•	P28
																		- - -	_	_	/1	Eil					-		•		•	•	•	•		P28
	う所 見教																(	_ 	5	入	. <i>(</i> 2	列	)		•	• '	•		•	•	•		•			P28 P30
幼児	見教	育	•	保	<b>1</b> 7	育	無	Ħ	償	1	ሪ	Ħ	3	青	書	: :	(	_ 	.5	入	.13	列	)	•	•	• .	• .	•	•	•	-		•	-	•	P30
幼児		育	•	保	<b>1</b> 7	育	無	Ħ	償	1	ሪ	Ħ	3	青	書	: :	(	_ 		入 ·	. <i>(</i> ?	列	)			•	•	•	•	•		•			•	
幼 <sup>り</sup> 小木	見教 木市:	育利	· 用	保計	<b>計</b>	争負	無は	氏日	賞客	頁	匕 (	<b>申</b>		青	書料	<b>;</b> ;	•	•	•	•	•	•	•			•	•	· 	•						•	P30 P32
幼 <sup>り</sup> 小木	見教	育利	· 用	保計	<b>計</b>	争負	無は	氏日	賞客	頁	匕 (	<b>申</b>		青	書料	<b>;</b> ;	•	•	•	•	•	•	•	·		. ,	·	•	•		•				•	P30
幼 <sup>り</sup> 小 <sup>林</sup> 幼 <sup>り</sup>	見教 木市:	育利育	月・	保持保		<b>育</b> 角	無  ・は  ・無  -	氏日	賞客	頁	匕 (	<b>申</b>		青	書料	<b>;</b> ;	•	•	•	•	•	•	•			· ·	· ·	•							•	P30 P32
幼 <sup>り</sup> 小 <sup>村</sup> 幼 <sup>り</sup>	見教 木市 見教	育一利一育一内	・ 用 ・	保一、保一、旅		<b>第一負一等一設</b>	無無無無	無付 旦 無付		1 頁 1	と ( と	申のの		青	書料	<b>;</b> ;	•	•	•	•	•	•	•	·		,\ <u>'</u>		- - -								P30 P32
幼 <sup>り</sup> 小 <sup>林</sup> 幼 <sup>り</sup>	見教 木市 見教 木市	一育一利一育一内一行	・	保持保が、		<b>第一負一等一設</b>	無無無無	無付 旦 無付		1 頁 1	と ( と	申のの		青	書料	<b>;</b> ;	•	•	•	•	•	•	•	· · <u> </u>	•	, <u>\</u>		- - - -								P30 P32 P33

# はじめに確認していただきたいこと

### 施設の見学

教育や保育の方針や取組は保育所(園)、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所(以 下「保育所等」といいます。)によって異なります。利用申込みにあたっては、入園後の ミスマッチを防ぐためにご希望の保育所等をお子様と一緒に事前に見学していただくこ とをお勧めします。

行事のある場合などを除き、見学を随時受付していますので、事前に直接保育所等へ お申込みをした上で見学をしてください。

見学のポイントは以下のとおりですが、利用希望保育所等を決定する際、保護者は次 の①~③を目安にされているようです。

①施設	②立地	③親族・知人
〇施設が充実している	〇自宅の周辺	〇保護者が卒園生
〇サービスが充実している	○勤務先の周辺	〇兄姉が通っている
○雰囲気がいい など	〇自宅と勤務先の間	〇友人・知人が通っているなど
	〇通学予定の小学校区内など	

#### ◎見学のポイント

# ☑ 園長・職員の様子

- ●子どもに目が行き届いているか
- ●子どもにどのように接しているか?声かけは? など

## ☑ 子どもの様子

- ●子どもの表情(楽しく、のびのび生活して遊んでいるかなど)
- ●給食の風景 など

## ☑ 施設の様子

- ●明るさ、清潔さ
- ●園庭
- ●設備や備品、おもちゃ
- ●トイレ など

### ☑ 園長等の話

- ●目標・方針
- ●子どもについての考え方 など

# ☑ その他

- ●自宅からの距離
- ●第一印象、施設全体の雰囲気
- ●アレルギー・病気等の対応 ●給食やおやつの内容 など











### 保育料(利用者負担額)以外の費用、給食費等の保護者負担

幼稚園・認定こども園では、保育料(利用者負担額)のほかに入園料等の特定負担額がかかる場合があります。

それ以外の施設でも、制服や遠足、給食などの費用として、保育料以外の実費負担が発生する場合があります。

### 令和8年度の年齢別クラス

令和8年度の年齢別クラスは次のとおりです。<u>入園日は毎月1日</u>(日曜・祝祭日は除く。)です。なお、退所日は各月末となります。

クラス	(実	(年齢)	生年月日
0	歳	児	令和7年(2025年)4月2日~
1	歳	児	令和 6 年 (2024年) 4月2日~令和 7 年 (2025年) 4月1日
2	歳	児	令和 5 年 (2023 年) 4月2日~令和 6 年 (2024年) 4月1日
3	歳	児	令和 4 年 (2022 年) 4月2日~令和 5 年 (2023 年) 4月1日
4	歳	児	令和3年(2021年)4月2日~令和4年(2022年)4月1日
5	歳	児	令和 2 年 (2020 年) 4月2日~令和 3 年 (2021 年) 4月1日
満	3 歳	児	以下の期間で3歳の誕生日を迎える児童のみで構成 令和8年(2026年)4月2日~令和9年(2027年)3月31日

### よくあるご質問①

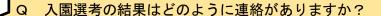
Q 施設の空き状況について知りたいのですが・・・。



A 空き状況は、小林市役所のホームページ(以下のとおり検索)にて公表 しています。

毎月1日に市内施設の空き状況を公表していますのでご確認ください。

検索 小林市 保育園 空き状況





A 4月入園は3月上旬に内定、3月下旬に決定のご連絡を決定施設を通じてお知らせする予定です。内定しなかった場合、3月上旬にご連絡します。 5月から翌年3月までの入園は、入園月前月の下旬に決定施設を通じてお知らせします。

# 令和8年度の入園申込みについて

### 手続の流れ

### 申請書類の提出

●申請書類を提出します。

提出先や締切日、必要書類などは以下のページを確認してください。

- P5 保育所等の利用について
- ・P6 申込みのために必要な条件
- ・P7~P12 教育・保育給付認定について
- P13 P14 教育・保育給付認定の申込みに必要な書類
- ●利用申請の必要がなくなった場合は、必ず利用申請の取下げを行ってください。
- ●申請中に、家庭状況や就労状況、希望施設の変更があった場合は、希望施設または 小林市こども課に連絡してください。

### 利用調整



### 入園及び保育料決定

- ●小林市こども課から「支給認定証」・「利用料決定通知書」を交付します。 (利用開始予定月の前月下旬に交付予定です。)
  - P24~P27 保育料(利用者負担額)について
  - ・P32 小林市利用者負担額(保育料)

### 利用開始

### 令和8年4月入園の一斉受付について

#### ◎対象者

令和8年4月からの入園希望者

### ◎受付期間

市提出:令和7年10月16日~11月21日

園提出:各園異なるため、入園を希望する園にご確認ください。

#### ◎申請書等提出先

入園を希望する保育所等又は小林市こども課

※市外の施設に入園を希望する場合は、小林市こども課に提出してください。

#### ◎申込みから入園までの流れ

日程	内容	備考
10月下旬~11月下旬	申込書提出	保護者 → 園又は市
2月	利用調整	小林市 → 園
3月上旬 ~ 3月下旬	入園決定及び 保育料等決定	小林市→園→保護者
4月1日~	入園	

### 年度途中(5月~3月)入園の申込みについて

#### ◎対象者

5月以降に入園を希望される方

#### ◎受付期間

入園を希望する月の前々月21日から前月20日まで (20日が土曜・日曜・祝日の場合は、直前の平日まで) ※以下の「入園申込受付一覧」をご確認ください。

#### ◎申請書等提出先

入園を希望する保育所等

※市外の施設に入園を希望する場合は、こども課に提出してください。

#### ◎入園申込受付一覧

入園希望月		申込期間	※土曜・日曜・祝祭日除く
令和8年 5月	令和8年 3月23日	~ 令和8年	4月20日
令和8年 6月	令和8年 4月21日	~ 令和8年	5月20日
令和8年 7月	令和8年 5月21日	~ 令和8年	6月19日
令和8年 8月	令和8年 6月22日	~ 令和8年	7月17日
令和8年 9月	令和8年 7月21日	~ 令和8年	8月20日
令和8年10月	令和8年 8月21日	~ 令和8年	9月18日
令和8年11月	令和8年 9月24日	~ 令和8年1	0月20日
令和8年12月	令和8年10月21日	~ 令和8年1	1月20日
令和9年 1月	令和8年11月24日	~ 令和8年1	2月18日
令和9年 2月	令和8年12月21日	~ 令和9年	1月20日
令和9年 3月	令和9年 1月21日	~ 令和9年	2月19日

### 小林市外在住の方で小林市内施設への申込みの場合

上記の申込期間に間に合うよう、お住まいの市町村の入園担当課までに日数に余裕を持って、ご提出ください。

### 小林市在住の方で小林市外施設への申込みの場合

P6を参照の上、小林市こども課までご提出ください。

# 保育所等の利用について

### 利用施設

保育所等を利用するには、「教育・保育給付認定」(以下「認定」といいます。)の申請が必要です。認定の申請は、入園申込みと兼ねて行います。

申込みの条件、認定の詳細は、申込みのために必要な条件(P6参照)及び教育・保育給付認定(P7~P12参照)に記載しています。

#### 保育所(園)

0~5さい

就労などのために家庭での保育ができない保護者に代わって、O歳から就学前までのお子様に、必要な保育を行う福祉施設です。

保育が必要な状況に応じて、最大 1 1 時間程度 (別途、延長保育あり。) の預かりを行っています。

#### 認定こども園

0~5さい

幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持つ施設です。

幼稚園同様の教育時間があり、保護者の就労状況等に応じ必要な保育を受けることもできます。

3歳以上であれば、入園後に幼稚部と保育部の利用を切り替えることも可能です。

#### 幼稚園

3~5さい

満3歳から就学前までのお子様が集団のなかで遊びなどを通して小学校以降の基盤を培うための教育機関です。

おおむね5時間程度の教育時間になりますが、園によっては教育時間前後の預かり 保育を行っているところもあります。

#### 小規模保育事業所

0~2さい

就労などのために家庭での保育ができない保護者に代わって、O歳から2歳までのお子様に、必要な保育を行う施設です。※地域に他の保育所等がない場合は、特例として3歳から就学前まで保育を行います。

保育が必要な状況に応じて、最大 1 1 時間程度(別途、延長保育あり。)の保育を行っています。

# 申込みのために必要な条件

### 幼稚園、認定こども園(幼稚部)の申込要件

- 保護者とお子様が小林市に住所を有していること(※1)。
- お子様が満3歳(3歳になる誕生日の1日前)を迎えており、就学前であること。
  - ※ 1 ··· 小林市の住民以外でも申込可能ですが、教育・保育給付認定等の手続をお住まいの市町村で受けていただくことになります。

### 保育所(園)、認定こども園(保育部)、小規模保育事業所の申込要件

- 保護者とお子様が小林市の住所を有していること(※2)。
- 〇 お子様が入園希望日時点でO歳~就学前の年齢であること(入園可能な月齢は施設によって異なります。)。
- 〇 保護者等が「保育を必要とする事由」(P8参照)に該当し、家庭でお子様を保育できず、代わりの保育を必要としている状態であること(※3)。
  - ※2…単身赴任等でいずれかの保護者しか小林市の住民でない場合も申込可能です。また、小林市の住 民以外でも申込可能ですが、広域入園の手続きが必要です。
  - ※3…保育を受ける条件であり、「小学校入学準備のため・集団生活を経験させたい」などの理由だけでは申込みはできません。

## 広域入園(市外の施設への申請、市外からの申請)について

◎広域入園(受託):小林市外在住の方が小林市内の施設へ申込みする場合 小林市外にお住まいの方が、小林市内の保育施設を利用したい場合は、お住まいの 自治体からの申込み(協議)が必要となります。

ただし、小林市民の保育利用が優先となります。申込みの際には、お住まいの自治体の保育担当課にご相談ください。

### ◎広域入園(委託):小林市民が小林市外の施設へ申込みする場合

小林市の住民の方で、市外の保育施設を利用したい場合は、小林市から、当該市町 村へ申込み(協議)が必要となります。

申込締切日は市町村によって異なりますので、申し込みたい市町村の締切日をご確認の上、締切日のおおむね 15 日前までに小林市こども課へ申込んでください (その市町村へ転入予定の場合は、その旨をお伝えください。)。

基本的に、どの市町村もその住民を優先するので、優先度は低くなります。

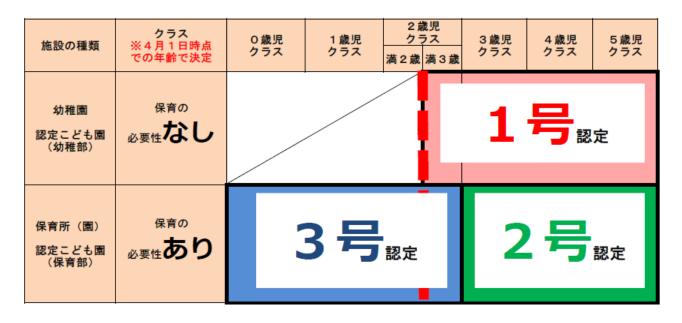
# 教育・保育給付認定について

教育・保育施設(保育所等)を利用する場合、保護者の申請により、教育・保育給付認定を受ける必要があります。その中でも、2・3号認定を受ける場合には、「保育を必要とする事由」に該当しなければなりません。

### 3つの教育・保育給付認定区分

教育・保育給付認定は児童の年齢と教育(幼稚園)利用、保育利用に応じて3つの区分があります。

1号認定(教育認定)	2号認定(保育認定)	3号認定(保育認定)
満3歳以上の児童で、教育の	<u>満3歳から就学前まで</u> の児童で、	O歳から満3歳未満までの児童
みを希望する場合	「 <u>保育を必要とする事由</u> 」に該当	で、「 <u>保育を必要とする事由</u> 」に該
	し、保育を希望する場合	当し、保育を希望する場合



### 「保育を必要とする事由」

#### ①就労



- ・1か月あたり60時間以上の就労を常態としていて、家庭での保育が困 難な場合
  - ※フルタイムのほか、パートタイム、夜間、内職など基本的にすべての就労に対応。 居宅内の労働(自営業、在宅勤務等)も含みます。

#### ②妊娠・出産



- ・妊娠、出産により保育が困難な場合
- ※出産(里帰り含む)による認定期間は、家庭外労働の場合は就労証明書の期間。家庭 外就労以外の場合は出産月の前2か月、出産月、出産月の後2か月の合計5か月間と なります。また、妊娠による体調不良などで就労等ができず、医師から安静等の診断 があった場合も認定を受けられます。

#### ③保護者の疾病・障がい



・心身に病気、障がいがあり、保育が困難な場合 ※診断書に記載された療養期間の月末まで保育認定を行います。

障害者手帳

#### ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護



・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護や、同居又は長期入院·入所している 親族の常時の介護、看護により、保育が困難な場合

#### ⑤災害復旧



・震災、風水害、その他の災害を受け、その復旧中で保育が困難な場合

#### ⑥求職活動



- ・求職活動、あるいは、起業準備をしていて保育が困難な場合 ※3か月間の保育認定を受けられます。3か月以内に就労が確認できない場合は、 原則退園になります。また、妊娠中での求職活動は原則認めません。
- ⑦就学(職業訓練校等における職業訓練を含みます。)



- ・大学や職業訓練校、専門学校等に通っており保育が困難な場合 ※就学時間が月60時間以上である場合、認定を受けられます。
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- 9育児休業の取得時



・既に保育を利用している児童がいて、継続利用が必要な場合

#### ⑩その他、お子さまを家庭で保育できない特別な理由がある場合

### 保育必要量

2号認定・3号認定は、保護者の「保育を必要とする事由」に応じて、「保育短時間」と「保育標準時間」の保育必要量に区分されます。保育短時間は最大8時間の保育を基準として小林市が認定を行います。また、どちらの場合も必要に応じて、延長保育(有料)を利用することができます。

なお、「保育を必要とする事由」に該当しない場合、保育園等の利用ができません。ま た、在園中に保育を必要とする事由に該当しなくなった場合、原則退園となります。

No	保育を必要	<b>但</b> 誰	保育必	要量	
NO	とする事由	<b>体</b> 设	者(父母の状況)	標準時間	短時間
		父母ともに1か月120	つ時間以上の就労	0	<b>A</b>
1	がいつ	間未満の就労 ※父母。		_	0
			れかが 1 か月 6 0 時間未満の就労		_
2	妊娠・出産	妊娠、出産により保育が		0	
		① 入院・手術で療養の	Þ	0	_
		② 一般療養中で安静る	を要する場合	*	0
3	保護者の 疾病・障がい	③ 以下の手帳等を所持 ・身体障がい者手帳 ・療育手帳A・B ・精神障がい者保健社 ・特定疾病療養受療	1 級 · 2 級 冨祉手帳 1 級 · 2 級 ፲	0	•
		④ ③以外の手帳等を所		_	0
			常時看護・介護を要する	0	_
4	同居等親族	①重度障がい者、要介 護者の介護 ②同居家族の入院等に	日中 6 時間以内の看護・介護が必要 (移動時間等が片道 1 時間以上かか る場合)	0	_
	WINCE AND	伴う看護	日中 6 時間以内の看護・介護が必要 (移動時間等が片道 1 時間以内の場 合)	_	0
5	}}} =EXB  H	震災、風水害、火災等の 難な場合	)復旧にあたっているため、保育が困	0	<b>A</b>
6	求職活動	求職活動、あるいは、起	業準備をしていて保育が困難な場合	_	0
7	就学	  学校に在籍または職業訓 練を受けている場合	月60時間以上120時間未満の就 学の場合	_	0
			月120時間以上の就学の場合	0	<b>A</b>
8	虐待やDV のおそれ	保育の必要性が認められ とが適当でない場合)	れる場合(日中子どもが家庭にいるこ	0	<b>A</b>
9	<b>育児</b> 体表	する場合	ており、育児休業中も継続入園を希望	_	0
10	その他市長 が認める者	保育を必要とする特別の	の事由がある場合	0	0

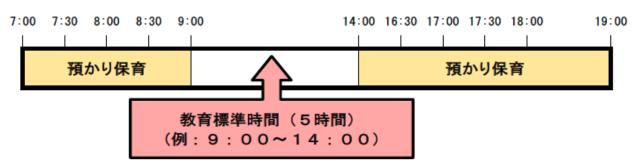
保育の必要性の事由によって、標準時間、短時間の片方のみに「〇」がついている場合は、保育の必要量が決められています。

<sup>※「▲」</sup>は、保護者からの申請をもとに変更することが可能です。

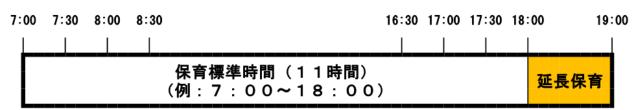
<sup>※「★」</sup>は、家庭の事情により標準時間を希望する方は、ご利用の保育所等またはこども課までご相談ください。実態を踏まえた上で判定を行います。

### 利用時間のイメージ

#### ◎教育標準時間(幼稚園・認定こども園【幼稚部】)



### ◎ 保育標準時間 (保育所 (園)・認定こども園 【保育部】)



### ◎ 保育短時間 (保育園 (園)・認定こども園【保育部】)



- ※ 利用時間のイメージです。施設によって異なりますので、詳細は各施設にお問合せください。
- ※ どちらの区分で認定を受けた場合も、保護者が保育を必要とする時間での利用が原則です。

### 認定期間

教育・保育給付認定には期間が設けられています。認定期間を超えた場合、退所(園)となりますが、必要があれば認定変更の手続(P22・P23参照)を行っていただくことで施設利用の継続ができます。

#### 〇1号認定の場合

基本的に就学前までの認定期間となります。

#### 〇2・3号認定の場合

2号は就学前まで、3号は2号に切り替わる直前(3歳になる2日前)までの期間を基本とします(3号から2号への切替えは自動的に行われます。)。

※ただし、次のページのとおり、**保育を必要とする事由**に応じて**認定期間**は異なります。 申請後に交付される「支給認定証」に認定期間が記載されておりますので、ご確認を お願いします。また、どの事由に関しても家庭保育が可能になった時点で認定はでき なくなります。

	保育を必	必要とする事由	認定期間						
1	就労		就学前の範囲内で、保育の必要性が認められる期間						
0	妊娠・出産	家庭外就労	就労先の就労証明書に基づく期間						
2	好贩 * 口连	家庭外就労以外	出産予定月の前2か月、出産月、出産月の後2か月						
3	保護者の疾	病・障がい	就学前の範囲内で、保育の必要性が認められる期間						
4	同居等親族	の介護・看護	就学前の範囲内で、保育の必要性が認められる期間						
5	災害復旧		就学前の範囲内で、保育の必要性が認められる期間						
6	求職活動		認定開始から3か月						
7	就学		卒業予定月の末日まで						
8	虐待やDV	のおそれ	就学前の範囲内で、保育の必要性が認められる期間						
		家庭外就労	就労先の就労証明書に基づく期間						
9	<b>育児休業 出産は 5000000000000000000000000000000000000</b>								
		家庭外就労以外	か月含む)						
10	その他市長	が認める者	就学前の範囲内で、保育の必要性が認められる期間						

### 保護者が育児休業を取得した場合における、施設の利用について

#### 【在園児の継続利用】

在園児以外の子(第2子等)の育児休業中は、ご家庭で保育が可能ですので、原則として保育所等の利用はできません。

ただし、次のような保護者の諸事情及び児童福祉の観点を総合的に勘案したうえで、育児休業期間中において同一保育所等での利用継続を認めています。

#### 1. 保護者の諸事情による場合

母親の産後の状態、出産した同居家族の健康状態について勘案し、保育の必要性の事由を変更することにより、利用継続を認めることができる場合があります。

#### 2. 児童福祉の観点による場合

- ① 保護者の育児休業開始日において、次年度に就学を控えている5歳児クラス(年長クラス)の児童について、育児休業期間中の利用継続が可能です。
- ② 保護者の健康状態やその児童の発達上、環境の変化が好ましくないと考えられる場合など、児童福祉の関係点から継続利用が適当と認められる場合において、育児休業期間中の利用継続が可能です。

#### 3. 利用継続できる期間

育児休業が終了する日が属する月の末日まで

### よくあるご質問②

Q 育児休業から復帰する予定で保育施設の申込みをしていましたが、復帰せずに育児休業期間を延長した場合、どうなりますか?



A 復職されない場合、変更後の「就労証明書」を市又は保育所等にご提出 ください。変更後の期間により再度認定します。認定の有効期限は、就労 証明書の育児休業の期間に基づきます。

Q これから出産するのですが、出産前に保育施設の申込みはできますか?



A 出産前のお子様についての申込みは受け付けていません。出産後、施設 の受入可能月数をご確認の上、お申込みください。

ただし、すでに上のお子様がいて、妊娠・出産に伴い、**上のお子様の入 園について申し込む場合は、分娩予定月の前後2月までの入園期間** でお申込みが可能です。

Q 下の子の出産に伴って育児休業を取得する場合、保育施設に通っている 子どもは退園になりますか?



A お子様が保育施設に入園中に、新たに下のお子様の育児休業を取得する場合、入園中のお子様が継続して利用するためには、認定の変更申請が必要です。認定の有効期限は、就労証明書の育児休業の期間に基づきます。

# 教育・保育給付認定の申込みに必要な書類

### 必要書類

- ◎ 1号認定(教育認定)【幼稚園・認定こども園(幼稚部)】
  - ①支給認定申請書(現況届)兼保育所等入所申込書
    - ※以下を参考にご記入ください。

P28·P29 保育所等入所申込書(記入例)

②マイナンバーカードまたマイナンバーの確認できるもの

(マイナンバー記載有りの住民票等)

③身分証明書(運転免許証等)



なお、<u>預かり保育(教育標準時間後の延長保育)の利用料の無償化を希望さ</u>れる場合、幼児教育保育の無償化の申請手続が必要となります。

以下をご確認の上、手続をお願いします。

P15~P19 幼児教育・保育無償化について

P20・P21 幼児教育・保育無償化の申込みに必要な書類

◎ 2号認定・3号認定(保育認定)

【保育所(園)・認定こども園(保育部)・小規模保育事業所】

①支給認定申請書(現況届)兼保育所等入所申込書

※以下を参考にご記入ください。

P28·P29 保育所等入所申込書(記入例)

②マイナンバーカードまたはマイナンバーの確認できるもの

(マイナンバー記載有りの住民票等)

- ③身分証明書(運転免許証等)
- 4年育を必要とする事由のわかる証明書

※保育を必要とする事由が複数となる場合、当該事由の証明書をそれぞれご提出ください。

(例) 保育を必要とする事由→就労(家庭外就労)+保護者の疾病・障がいの場合

→ 就労証明書 + 障がい者手帳の写し を提出

※申込書等は、各保育所等および市の担当課(小林市役所 こども課・須木庁舎 住民生活課 ・野尻庁舎 住民生活課)で配布します。

### 支給認定申請書(現況届)兼保育所等入所申込書

児童1人につき1枚必要です。

- ○在園児以外の新規児童の申込書を提出する場合 提出する保護者のマイナンバーカードまたはマイナンバーの確認できるもの(マイナンバー 記載有りの住民票等)と身分証明書(運転免許証等)を必ず提示してください。
- 〇保護者以外の方(代理人)が提出する場合 提出する代理人の身分証明書(運転免許証等)を提示してください。

### 保育を必要とする事由のわかる証明書

保育園・認定こども園(保育)小規模保育事業所は父母2人分必要です。幼稚園・認 定こども園(教育)は不要です。

※「O」があるものは、小林市役所ホームページからダウンロード可

保育を必要	要とする事由	必要書	類		ダウン ロード ※			
就労	家庭外就労	就労証明書			0			
机刀	家庭内就労	自営業(農業)就労証明書						
<i></i>	家庭外就労	就労証明書(産前・産後休業期間が記載	<b>ぱされたもの</b> )		0			
出産	家庭内就労	母子手帳の写し(表紙と出産予定日が	記載されたペ	ニージ)				
保護者の疾	病・障がい	①医師の証明書(診断書) ②障がい者手帳の写し	①・②の該					
同居等親族	€の介護・ 看護	①医師の証明書(診断書) ②障がい者手帳の写し ③介護保険証の写し	<b>を当するもの</b>					
災害復旧		<b>在</b> 災証明書等						
求職活動		①求職活動申立書	①求職活動申立書					
		②ハローワークカード又は受付票の	写し	②は状況に応じて				
就学		在学証明書または決定通知書 カリキュラム						
杏旧丛类	家庭外就労	就労証明書(育児休業期間が記載された	=もの)		0			
育児休業	家庭内就労	母子手帳の写し (表紙・出産予定日が記載されたページ)						

### 必要数

<u>児童1人つき1枚必要</u>です。<u>兄弟姉妹同時申込み</u>をされる場合は、<u>人数分の書類</u>をご 準備ください。





※申請書を除き、1人目の児童分は 原本、2人目以降の児童はコピー でも構いません。

ただし、申込書類の提出後に就労 証明書をコピーしてお渡しする ことはできませんので、ご注意く ださい。

# 幼児教育・保育無償化について

令和元年10月1日より、子育てのための施設等利用給付が新たに創設され、保育所等を利用する3歳から就学前までの児童の保育料とともに、幼稚園・認定こども園(幼稚部)の預かり保育、認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・ファミリー・サポートセンター事業等の利用料も無償化となりました。

### 無償化の対象年齢

施設	の種類	幼稚園 認定こども園の幼稚部	保育所(園) 認定こども園の保育部
保育料が無償化	市民税課税世帯	満3歳から	3歳児(年少クラス)から
になる開始年齢	市民税非課税世帯	満3歳から	O歳児クラスから

### 子育てのための施設等利用給付認定区分

児童が満3歳以上で、幼稚園(私学助成)等の対象施設を利用される場合は、「新1号」 認定が必要となります。

また、児童が対象年齢で、保育の必要性があり、幼稚園等の預かり保育や認可外保育施設等の対象施設を利用される場合、年齢や世帯状況に応じて、「新2号」または「新3号」認定の申請が必要になります。

認定区分	対象年齢	保育の 必要性	対象施設・事業
新1号認定	満3歳以上	なし	<ul><li>・幼稚園(私学助成【教育】)</li><li>・国立大学附属幼稚園</li><li>・特別支援学校幼稚部</li></ul>
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の 3月31日を経過した児童 (3歳児~5歳児)	あり	・幼稚園(私学助成【教育+預かり保育】) ・幼稚園(1号認定預かり保育部分) ・認定こども園(1号認定預かり保育部分)
新3号認定	満3歳に達する日以後最初の 3月31日までの間にある児 童で住民税非課税世帯の方 (0歳児〜2歳児)		・認可外保育施設 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業

### よくあるご質問③

Q 2号(3号)認定と新2号(新3号)認定の違いは何でしょうか?



A どちらも保護者等が保育を必要とする事由が要件となっている点は共通 ですが、以下の点に違いがあります。

2号(3号)認定は、保育所(園)や認定こども園(保育部)小規模保育事業所を利用するために必要な認定です。

新2号(新3号)認定は、幼稚園や認定こども園(幼稚部)の預かり保育、認可外保育施設などの利用料を無償化にするために必要な認定となります。

### 「保育を必要とする事由」とは

#### ① 就労

1か月あたり60時間以上の就労を常態としていて、家庭での保育が困難な場合 ※フルタイムのほか、パートタイム、夜間、内職など基本的にすべての就労に対応。 居宅内の労働(自営業、在宅勤務等)も含みます。

#### ② 妊娠・出産

妊娠、出産により保育が困難な場合

- ※出産(里帰り含む。)による認定期間は、家庭外労働の場合は就労証明書の期間。家庭外就労以外の場合は出産月の前2か月、出産月、出産月の後2か月の合計5か月間となります。また、妊娠による体調不良などで就労等ができず、医師から安静等の診断があった場合は上記の期間以上の認定を受けられます。
- ③ 保護者の疾病・障がい

心身に病気、障がいがあり、保育が困難な場合

④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護

兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護や、同居又は長期入院・入所している親族の常時 の介護、看護により、保育が困難な場合

⑤ 災害復旧

震災、風水害、火災その他の災害を受け、その復旧中で、保育が困難な場合

⑥ 求職活動

求職活動、あるいは、起業準備をしていて保育が困難な場合

- ※3か月間の保育認定を受けられます。3か月以内に就労が確認できない場合は、原則退園になります。また、妊娠中での求職活動は原則認めません。
- ⑦ 就学 (職業訓練校等における職業訓練を含みます。)
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること。
- <u>⑨ 育児休業取得時、既に保育を利用している児童がいて、継続利用が必要であること。</u>
- ① その他、お子さまを家庭で保育できない特別な理由がある場合

### 無償化の対象

無償化の対象となるのは、保育料です。

保育所(園)・認定こども園(保育部)の延長保育料、給食費、バス代、教 材費などは無償化の対象外となります。

### 副食費の免除について

保育所等の3歳児~5歳児クラスの児童で給食費(主食費:ご飯、副食費:おかず)のうち、副食費については、世帯の年収が360万円未満相当の世帯の児童と、すべての世帯の第3子以降の児童については、副食費が免除となります。(詳細はP26「副食費(おかず・おやつ等について」に記載)

世帯収入	第1子	第2子	第3子
年収360万円未満相当	副食費免除	副食費免除	副食費免除
年収360万円以上相当	副食費保	護者負担	副食費免除

### ◎多子軽減の考え方

#### ● 1号認定【幼稚園、認定こども園(幼稚部)】

保育所等を利用している小学校3年生までの最年長の子どもを第1子として カウントします。

#### ● 2 号認定【保育所(園)、認定こども園(保育部)、小規模保育事業所】

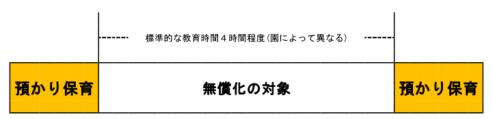
保育所等を利用している小学校就学前までの最年長の子どもを第1子として カウントします。



### 預かり保育の無償化

各幼稚園(認定こども園の幼稚部含む。)では、4時間程度の教育時間に加え、必要に応じて預かり保育を実施しています。

「保育を必要とする事由」(P16参照)のために預かり保育を利用する場合は、利用日数に応じて、月額11.300円を上限に無償化されます。



網かけ部分は、保育の要件がある場合のみ無償化(月額11,300円上限)

### 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・ファミリーサポートセン ター事業の無償化

認可外保育施設等を利用する場合で、かつ、「保育を必要とする事由」に該当する場合は、認定区分および利用日数に応じて3歳児から就学前までの児童は月額37,000円まで、0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の児童は月額42,000円までの利用料が無償化されます。

- ※ 利用する前に、市に無償化のための申請を行い、認定される必要があります。
- ※ 市への確認申請等の手続を行った認可外施設等を利用する場合が対象です。

### 無償化までの流れ

◎保育所(園)、認定こども園(保育部)、小規模保育事業所を利用



#### ●保育料

- ①3歳児(年少)クラスから就学前まで無償化
- ②0~2歳児クラスの住民税非課税世帯のみ無償化

#### ◎認可外保育施設を利用



#### ●保育料

- ①2~5歳児は月額37,000円を上限に無償化
- ②0~2歳児クラスの<u>住民税非課税世帯のみ</u> 月額 42,000 円を上限に無償化

### ◎幼稚園(私学助成を除く。)・認定こども園(幼稚部)を利用

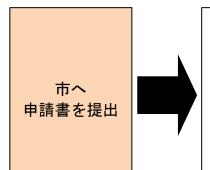
〇保育の必要性がない方



●保育料

満3歳から就学前まで無償化

〇保育の必要性があり、預かり保育を利用希望する方



●保育料

満3歳から就学前までが無償化

- ●預かり保育
  - ①満3歳になった日から最初の3月31日までの子 どもは、市民税非課税世帯のみ月額16,300円ま でが無償化
  - ②3~5歳児は月額11,300円を上限に無償化

### ◎私学助成幼稚園(新制度未移行)を利用

〇保育の必要性がない方



●保育料

満3歳から就学前まで月額25.700円を上限に無償化

○保育の必要性があり、預かり保育を利用希望する方



●保育料

満3歳から就学前まで月額25,700円を上限に無償化

- ●預かり保育
  - ①満3歳になった日から最初の3月31日までの子 どもは市民税非課税世帯のみ月額16,300円を上 限に無償化
  - ②3~5歳児の子どもは月額 11,300 円を上限に無 償化

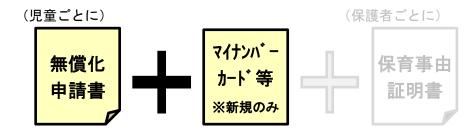
# 幼児教育・保育無償化の申込みに必要な書類

### 必要書類

- ◎新1号認定(対象施設・事業はP15・P33参照)
  - ●子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
    - ※以下を参考にご記入ください。

P30·P31 幼児教育·保育無償化申請書(記入例)

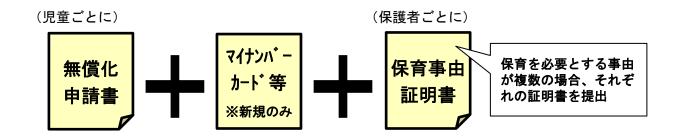
- ●マイナンバーカードまたはマイナンバーの確認できるもの (マイナンバー記載有りの住民票等)
- ●身分証明書 (運転免許証等)



- ◎新2号認定・新3号認定(対象施設・事業はP15・P33参照)
  - ●子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
    - ※以下を参考にご記入ください。

P30・P31 幼児教育・保育無償化申請書(記入例))

- ●マイナンバーカードまたはマイナンバーの確認できるもの (マイナンバー記載有りの住民票等)
- ●身分証明書 (運転免許証等)
- ●保育を必要とする事由のわかる証明書 保育を必要とする事由が複数となる場合は、当該事由の証明書をそれぞれご提出ください。
- (例) 保育を必要とする事由が「就労 (家庭外就労)」+「保護者の疾病・障がい」の場合 → 就労証明書 + 障がい者手帳の写し を提出



※申込書等は、各保育所(園)・認定こども園・幼稚園および市の担当課(小林市役所 こども課・須木 庁舎 住民生活課・野尻庁舎 住民生活課)で配布します。

### 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書

#### 児童1人につき1枚必要です。

- ○在園児以外の新規児童の申込書を提出する場合 提出する保護者のマイナンバーカードまたはマイナンバーの確認できるもの(マイナンバー 記載有りの住民票等)と身分証明書(運転免許証等)を必ず提示してください。
- ○保護者以外の方(代理人)が提出する場合 提出する代理人の身分証明書(運転免許証等)を提示してください。

### 保育を必要とする事由のわかる証明書

新1号認定の方は不要です。

新2号認定及び新3号認定の申請をされる方は、該当する保育の必要性の事由に応じて以下の書類のいずれかが必要となります。

保育を必要な	とする事由	必要書類				
는 <del>간</del>	家庭外就労	就労証明書				
就労	家庭内就労	自営業(農業)就労証明書				
ᄯᄹ	家庭外就労	就労証明書(産前・産後休業期間が記載されたもの)				
妊娠・出産	家庭内就労	母子手帳の写し(表紙と出産予定日が記載されたページ)				
クロボックを クロボックを ファッを ファッを ファッを ファっと ファっと ファっと ファっと ファっと ファっと ファっと ファっと	ŠI V	医師の証明書(診断書)				
保護者の疾病・障が	) · C ·	障がい者手帳の写し				
		医師の証明書(診断書)				
同居等親族の介護・	・看護	障がい者手帳の写し				
		介護保険証の写し				
災害復旧		<b>罹災証明書等</b>				
<b>北</b> 聯江郡		求職活動申立書				
求職活動		(状況に応じて) ハローワークカード又は受付票の写し				
就学		在学証明書または決定通知書				
<del>が上</del>		カリキュラム・時間割表(タイムスケジュール)				
育児休業	家庭外就労	就労証明書(育児休業期間が記載されたもの)				
月汇怀未	家庭内就労	母子手帳の写し(表紙と出産予定日が記載されたページ)				

### 必要数

<u>児童1人つき1枚必要</u>です。<u>兄弟姉妹が同時申込み</u>をされる場合は、<u>人数分の書類</u>を ご準備ください。





※申請書を除き、1人目の児童分は原本、2人目以降の児童はコピーでも 構いません。

ただし、申込書類の提出後に就労証 明書をコピーしてお渡しすることは できませんので、ご注意ください。

# 申込書提出後の届出

審査は、提出書類に基づいて行っています。「職場に復帰する予定で申し込んだが辞めて しまった」等の変更があった場合は、認定が取り消されることがあります。後ほど提出書 類と事実が異なることが判明した場合には、虚偽の申請とみなし、厳正な対応を行います。

### 保育を必要とする事由の変更

教育・保育給付認定の内容が変更になる場合、「①認定変更申請書・②変更後の保育事由が確認できる書類」を一緒に提出してください。(以下の例①~⑥をご参考ください。)。

### 認定内容が変更になる場合(例)

- 求職活動をしていたが、就労先が見つかった。
- ② 就労状況が変わった(雇用期間の更新・勤務時間・就労先の変更など)。
- ③ 就労先を辞めた。
- ④ 世帯の状況が変わった(出生、結婚、離婚、祖父母と同居・別居、住所・氏名の変更、生活保護受給など)。
- ⑤ 転園をするとき。
- ⑥ 市町村民税課税額が変更になった(修正申告書の写し等を提出してください。)。
- ※教育・保育給付認定は<u>月単位</u>で行うため、前月20日までには各施設に変更書類をご 提出ください。
- ※月の途中で認定区分や保育必要量(保育標準時間/保育短時間)の変更があった場合、 新しい認定区分、保育必要量の適用は、原則翌月1日からとなります(その月については変更前の認定区分、保育必要量、利用料が適用となります。)。

### よくあるご質問④

Q 再婚・離婚しました。何か手続が必要でしょうか?



A 再婚の場合は、再婚相手の「保育を必要とする事由の分かる証明書」の 提出が必要となります。保育料は、世帯での市民税額で算定しますので、 変更となる場合があります。

離婚の場合も、保育料や保育必要量(標準時間・短時間)が変更となる場合がありますので、利用施設またはこども課まで必ずご連絡ください。

Q 妊娠・転職など、保護者の状況が変わりました。何か手続が必要でしょうか?



A 保護者の状況が変わった場合は、認定の変更申請が必要です。なお、転職した方で就労時間に大幅な変更がなく、保育必要量(標準時間・短時間)の変更がない場合、「就労証明書」のみご提出ください。

### 保育実施の解除

次のような場合には、保育の実施を解除し、保育施設を退園していただきます。また、 以下の理由にかかわらず、退園したい場合は、直接施設に申し出てください。

- ① 保育の実施期間(認定期間)が終了した場合
- ② 保育の実施要件を満たさなくなった場合
- ③ 入園後、集団生活に支障をきたした場合
- ④ 虚偽の申請の事実が判明した場合
- ⑤ 無断で保育施設を長期欠席した場合
- ⑥ 小林市外へ転出した場合 など

### 主な変更の内容及び提出書類

主な変更内容及び提出書類は、以下のとおりです。それ以外の変更及び提出書類については、利用施設またはこども課にお問合せください。

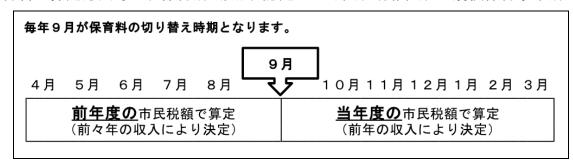
		提出書類						
主な変更内容	変更申請	取消申請	その他必要な書類					
小林市外に転出する	_	0						
小林市内で転居する	0	_						
世帯構成に変化があった (離婚、結婚、同居家族の増減、単身赴任等)	0	_						
仕事を辞めた(求職中になった)	0	_	①求職活動申立書 ②ハローワークカードの写し または受付票の写し					
就労状況が変わった (勤務時間、仕事を始めた、仕事が変わった など)	0	_	①就労証明書					
保育標準時間・保育短時間を変更したい	0	_						
産前産後休業に入る	0	_	①就労証明書 ②母子健康手帳のコピー ※出産予定日の記載面を印刷					
育児休業に入る	0	_	①就労証明書					
育児休業が終了し仕事に復帰する	0	_	①就労証明書					

# 保育料(利用者負担額)について

### 保育料の決定

保育料は、児童の年齢・利用する施設、世帯の市民税額(原則として父母の合計)を基 に、毎年9月に算定を行います。

※保育料の算定方法等は、保育所(園)、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所で共通



#### 【令和8年度の算定方法】

- ①令和8年8月まで → 令和7年度の市民税で計算 (令和6年1月から令和6年12月までの所得をもとに算定)
- ②令和8年9月から → 令和8年度の市民税で計算 (令和7年1月から令和7年12月までの所得をもとに算定)

また、入園時の制服代や文房具代等の各種費用や、毎月または特定月に発生する絵本代や主食費等の諸費用が別途必要となりますので、詳細は各施設にお問合せください。

### 保育料(利用者負担額)の算定に係る要件

#### ◎市民税の控除の適用

保育料算定に用いる市民税額は、寄附金控除、外国税額控除、配当控除や住宅借入金等特別控除等の税額控除適用前の金額となります(ただし調整控除は適用)。

#### ◎保育料算定の祖父母合算

児童の父母が非課税で、同居の祖父母等が家計の主宰者と判断される場合(父母の状況が次の①または②に該当する場合)は、祖父母のうち所得の高い方の市町村民税で算定します。 なお、同居の取扱いは住民票の世帯ではなく生活実態によります(世帯分離は問いません)。

- ①父母の所得が年間48万円×人数(父・母・扶養者の人数)未満
- ②ひとり親で収入が103万円未満
- ◎ 認定の切替え(※小林市は月単位で認定を行うため、以下のとおり切替えを行います。)

#### 3号認定 → 2号認定

年度途中に2歳児の児童が満3歳に到達すると、認定区分は「3号認定(保育認定)」から「2号認定(保育認定)」に自動で切り替わりますが、<u>保育料は年度末まで徴収となります。</u>

#### 3号認定・2号認定 → 1号認定

認定こども園に通う児童で3歳の誕生日を迎え「3号認定(保育認定)」から「1号認定(教育認定)」へ変更した場合、保育料は「申請月の翌月から無償化の対象」となります。変更を希望する場合、利用施設に**認定変更申請書**を提出してください。

#### ◎多子軽減

#### 〇1号認定(幼稚園、認定こども園【幼稚部】を利用する児童)の多子軽減

小学校3年生までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、その中で年齢の高い順に第1子、第2子と数えます。小学校就学前の子どもについては保育所等または児童発達支援センター等を利用している場合に該当します。ただし、市民税所得割額が77,100円以下の世帯は、保護者と生計を一にする世帯の中の子どもであれば年齢や上記事業の利用の有無は問わず、年齢の高い順に第1子、第2子と数えます。

- ●保育料 (利用者負担額): すべての子どもが無償化の対象
- ●副食費(おかず・おやつ代):第3子から免除

### 〇2・3号認定(保育園、認定こども園【保育部】、小規模保育事業所を利用する児 童)の多子軽減

小学校就学前の範囲内に、保育所等または児童発達支援センター等を利用している子どもが2人以上いる場合、その中で年齢の高い順に第1子、第2子と数えます。ただし、市民税所得割額が57,700円未満の世帯は、保護者と生計を一にする世帯の中の子どもであれば年齢や上記施設の利用の有無は問わず、年齢の高い順に第1子、第2子と数えます。

- ●保育料(利用者負担額):第1子は全額負担、第2子は国基準保育料の概ね4分の1の負担、第3子から無料。上の子どもが無償化の対象になっても、数え方に変更はありません。
  - ●副食費(おかず・おやつ代):第3子から免除

1号認定:幼稚園、認定こども園の幼稚園部分は小学校3年生までの保育所等を利用している最年長の子どもを第1子として、2号認定:保育所(園)、認定こども園の保育部分は小学校就学前までの保育所等を利用している最年長の子どもを第1子としてカウントします。

(年少) (年中) (年長) (年長) 3歳 4歳 5歳 小1 小3 小4



### ◎ひとり親世帯または在宅障がい児(者)がいる世帯等の軽減

市民税所得割額が77,100円以下のひとり親世帯または在宅障がい児(者)がいる世帯等は、保護者と生計を一にする世帯の中で最も年齢の高い子どもを第1子、次に年齢の高い子どもを第2子と数え、第1子の保育料は軽減、第2子から無料となります。

#### ◎生活保護世帯に対する補足給付事業について

利用料や副食費以外に、遠足代や制服代等、別途実費相当分を保護者に負担してい

ただきますが、その費用について、一部の費用を市が負担します。

### 保育料に関してご注意いただきたいこと

#### ①世帯の所得が未確定の場合(未申告、税関係書類が未提出等)

税額等が確定するまでは、**保育料は最高階層の金額で仮決定**とします。税額が確定し次第、保育料を決定し、差額を精算します。ただし、過年度分を申告された場合は保育料の変更及び支払われた保育料の返還はできません。速やかに税額の確定に必要な手続をお願いします。

また、副食費について、<u>免除対象であっても世帯の所得が未確定の場合は無償とならない場合</u>がありますのでご注意ください。

#### ②保育料算定税額が変更となった場合

変更後の税額で保育料を算定するのは保護者からの申出等により市が確認した翌月からとなります。修正申告等により税額が変更になった場合、速やかにこども課へご連絡ください。

ただし、算定対象となる税情報に誤りや申告漏れ等があった場合は、遡って保育料を変更し、差額分について清算(請求)することがあります。

#### ③再婚・離婚等により保育料の算定者が変わる場合

事由発生日の翌月から保育料が変更になる場合があります。該当する場合は、速やかにこども課にご連絡ください (事由発生日が月初日の場合は、当月からの変更となります。)。

# ④離婚しても入園児童と同居している場合や、別居中でも入園児童の親権者である場合

父母の税額を合算の上、保育料を算定します。

また、入園児童の保護者が父母以外の場合は、実際に児童を養育している方の税額から保育料を算定します。

### 副食費(おかず・おやつ等)について

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、幼稚園・認定こども園(幼稚部)を利用する1号認定、保育所(園)・認定こども園(保育部)を利用する2号認定(3歳児~5歳児クラス)と3号認定(0歳児~2歳児クラス)で市民税非課税世帯の児童の保育料(利用者負担額)は無償となりました。

無償化に伴い、これまで保育料に含まれていた2号認定(3歳児~5歳児クラス)の 副食費(おかず・おやつ等)については実費負担となりましたが、以下に該当する児童 は副食費が免除となります。

なお、副食費免除についての新たな手続は必要ありません。申込(変更申込)書類を確認の後、対象児童には、副食費免除のお知らせによってお知らせします。

#### ◎副食費免除の対象

#### 〇1号認定

- ①生活保護世帯
- ②市民税非課税世帯
- ③市民税額所得割77,100円以下の世帯
- ④第3子以降の児童

#### 〇2号認定

- ①生活保護世帯
- ②市民税非課税世帯
- ③市民税額所得割57,699円以下の世帯 (ひとり親世帯等に限り77,100円以下)
- ④第3子以降の児童

①~③は、小林市保育料一覧表(P32)をご確認ください。

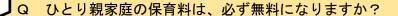
④の第3子の考え方はP25 の多子軽減と同様です。

### よくあるご質問⑤

Q 公立と私立では保育料は違うのですか?



A 公立と私立の通常保育にかかる保育料は同じです。ただし、延長保育料、 入園時の諸経費や、毎月または特定月に発生する諸費用は、施設により異 なります。詳しくは、ご希望の保育施設までお問合せください。





A ひとり親家庭の場合も、世帯の市民税の課税状況に応じて保育料を算定しますので、課税状況により有料となります。ただし、ひとり親家庭で生活保護法による非保護世帯や市民税が非課税の世帯(祖父母と同居している場合は除く。)は保育料が免除されます。

#### Q 欠席した場合、保育料はかかりますか?



A 保育施設を退所しない限り、欠席の有無に関わらず保育料はかかります。 また、保育料は月額料金となっていますので、欠席の場合の日割調整も行っていません。

# 保育所等入所申込書(記入例)

休ま	入男 1 元	デ (弗	3条関	(杀)				第		
			年度	教育・保育	F給付認定申請書(現	上況届)兼保	是育所等入所申込書	亭(児童台帳)		
		L F		THE.				令和〇年 〇	月(	
	小林市	力長		殿						
	次のと	おり、	施設型	型給付費・地	域型保育給付費に係	る支給認定	定申請及び保育所等	「への入所を申し込み	ます。	
(1	0同一世	带者:	を含んす	产市町村民科	たり、小林市が行うの情報及び世帯情報	お閲覧す	ろーと			
(3)	り 甲 前 書	及の提品	系行 した 出からす	を合認定証の	・上記しに基つさ伏足 ・交付までに30日間以	上の期間を	育負担額を、保育所 を有する場合がある	所等に対して提 小林 っこと。 合は	市外 (	
を	また、 と誓約し	以下はます。	の内容に	に事実と相違	がありましたら、認	定の取消	し及び保育実施の解	地 (	時の 市町 <sup>木</sup>	
			氏名	1. ++ -+-br	0		令和7	7年1月1日現在	入	
		ALTER S	八名	小林 太郎			☑小林市	]小林市外(	)	
		父	電話	000-00	000-0000			3年1月1日現在の住所		
	保		住所	小林市●●	小林市●● ○○○○番地			☑小林市 □小林市外 ( ) ※ 亦外の方はカッコ内に市町村名を記入		
護 者 』			氏名	小林 花子			V 1000	令和7年1月1日現在の住所		
	200		八石	7144 16 1			☑小林市	]小林市外(	)	
		母	電話	000-00	000.000			3年1月1日現在の住所		
			住所	☑上記の住所	行と同じ		35 (104 (1) 4) (104 (1)	]小林市外( 内に市町村名を記入	)	
		フ	リガナ	コバヤシ			生年月日	いずれかに〇		
	入所 児童	1	<b></b>	小林 三郎		令和8年	令和○年○月○日 =4月1日現在の年齢	10,000	150-02000	
							〇 歳児		0 0	
	世帯の権			44.500			勤務生		**************************************	
区分		氏	名	続柄	生年月日		勤務先 学校·保育所等名	個人番号(マイナ		
	小林			父母	平成 〇年 〇月 平成 〇年 〇月	〇日 自営	)会社 ·**	0 0 0 0 0 0	$\vdash$	
入所児	小林	No. Principle		兄	令和 ○年 ○月	CONTRACTOR OF THE PARTY OF THE	·小学校	0 0 0 0 0 0	$\vdash$	
童の	小林	三郎		本人	令和 ○年 ○月	ОВ		000000	0 0	
世帯員	小林	1000000		祖父	昭和 〇年 〇月		会社	000000	$\vdash$	
~	小林	_=f		祖母	昭和 〇年 〇月	OH		000000	0 0	
②和	川用を希	お望す		小・中学校 校名(学年	等に通学の場合「生	学ーマイ	イナンバーカード <sup>記入</sup>	を参照のう		
利用	を希望す (事業者)	る施設 名	第1名	分望 〇〇	認定こども園 第2	希望	●●保育園	第3希望 □□幼	推園	
(2)	希望理( 第1希望(		第1者	<b>分望</b>						
neconn.	数育・伊	NO DESCRIPTION OF THE PARTY OF	144		「教育」	または「イ	呆育」のいずれか?	を選択		

	利用を	:希望する	期間	]		令和8	年 4月	1日 :	から	令和9年	3月 3	1 日	まで		
利	用曜日			<u> </u>		月曜日から	金曜日まで	利用時間	間		8時から	1 7	時まで		
臣量 (	る保育(上記③で)た場合(	教育 🗸		育標準    時間ま		18 時以降の利用	目は延長保育)	□ 保育短 (1日8時		時間前後の利り	用は延長保育)				
5)保育	育の利力	目を必要	و ع	トる理	由(_	上記③で教育	育に☑をした場	場合は記入	不要)						
		2	58	☑就労		疾病・障がい	□介護等□□	災害復旧 [	□求職活!	動・起業準備					
	利用を必 由( <b>▽</b> を	要と		□就学		□育児休業 □その他(									
ださい		£		☑就労		□妊娠・出産 □疾病・障がい □介護等 □災害復旧 「保育」の場合のみ記入									
							□就学 □育児					)			
				明とな	る書類	質を添付。(就労	証明書、診断書、	母子手帳の写	すし等)						
)児重		の健康状	態		身体	障害者手帳	記号番号(	) (	級)						
良好		) د دادغ				手帳 保健福祉手帳	記号番号( 記号番号(	)(判定 )(	) 級)	到力	見・児童が	「病引	引また		
]障が1	い有り				特別	川児童扶養手当	記号番号(	)(	級)	Γß	章がい有り	」の場	易合、手		
VI 0.25		いる場合は	to the second		*	手帳または受料	証明書等の写しを	<b>公</b> 称付			取得、病状 び特記事項				
有物、同	障かい有 の状況	りの場は、	抦妆	た及び							7.14.10.4.15	C 1117			
その他々アレル	特記事項	<b>として</b> し	喘息	等)											
7)組ろ	く母の:	犬況.													
	1	氏	名		☑をつける 住所				年齢 ☑を		暗	業名			
父方	祖父	小林	一良	3		□別居		〇〇歳	□ 就第	<u>、</u> 会社員 不就労の方は記入不要		「要			
	祖母	小林	==	三子		<ul><li>✓ 同居</li><li>□ 別居</li></ul>			〇〇歳		1	10/ 1			
母方	祖父	須木	五良	3		□ 同居 ☑ 別居	小林市〇〇〇番月	也	○○歳 □ 末就		会社員				
1473	祖母	須木	七子	_		□ 同居 ☑ 別居	小林市〇〇〇番5	也	○○歳 ☑ 就対		会社員				
8)家庭	医の状況	兄等			1	The late of the la	1	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\							
				続権	Ą	該当する場	合に、その状	況を記入	OF	印をつける※手	長の写し添付	9			
世(障がい	帯の障がいのあるこ	方が同居し	て	祖母		小林 二三	子	身体	障害者手帕	長・療育手帳・	その他(		)		
		. 114.7						身体	障害者手帕	長・療育手帳・	その他(		)		
	親族の看 ※診断書	護等		続杯	F	看護等の	必要な方の氏名			看護等の	)状況				
()	※診断書	等祢付)													
家庭の状況					口右	5記以外 □で	かとり親世帯(児童	<b>直扶養手当受給</b>	合の状況	□有り □無	L)				
	生活保	護受給の状	況		☑無	Ķ	□有(	年 月	日	開始)					
<b>%</b> /l\#	木市記	入欄					<u> </u>								
• × × 1 × k						いでください									

# 育・保育無償化申請書

様式第5号(第7条・第9条関係)

申請者の方へ この書類を施設に提出する場合は、必ず封入・封緘し、封筒に氏名を記入して提出して下さい。

令和 ○年 ○月 ○日

子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・第3号)

#### 小林市長 殿

【申請にあたって同意していただく事項】

- 1. 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に
- 当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
  2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
  3. 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があ ります
- 4. 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で 4. 新牛度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て文後法第30余の6第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
   5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
   6. 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号への政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。
   7. 幼稚園及び法第7条第10項第5号の規定による預かり保育を利用する児童の保護者は、保護者又は施設から特別申し出がない限り、施設等利用費に係る申請につ

- いて、利用する施設の施設長(園長)に委任することに同意します。

以上のことに同意し、保護者の就労、疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校(預かり保育事業も利用する(※1))、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の施設等利用給付認定を希望するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの 頭体に該当する場合に利用可能が認可外保育施設を含みます。

2011-	-105 -1 7 9 700 11 19	-1011 7110 0	and Tellification	and a pr	, 54 , 8		7	定希望	日(施設和	川用開	始日)		Ť	<	令和○年	〇月	OH
	フリガナ	コバヤシ	タロウ				居住地	1	WS	886	0000		1				
保護者	氏名	小林	太郎				見住所が市外 市内転入後		Ŧ		5						-
者	日中の	連絡先(電話	番号)*確実	に連絡の	取れる順に	記入して	下さい。				生年月	月日		В	昭和○○	手 〇月	OH.
	000-0000-0	2000 父	<u>交携書</u> ・ 勤務先 ・ 宅・その他	母携帯 母勤務5	(2) 0000≺ ()	00-0000	₩	携帯 務先 ・その	<ul><li>母携</li><li>母勤</li><li>也(</li></ul>	5585	個人都(マイナン		-)	000	0000	0000	000
-	フリガナ	コバヤシ	サブロウ	5			現住		₹	=	-			個人	番号(マ/	イナンバ	()
子ども	氏名	小林	三郎		保護者 との続柄	子	申請者と異なる 場合のみ記載						00000000000		00		
	3. 1.1				生年月	月日 令和〇年 〇		羊 〇月	0								
認定種別	<ul> <li>定種別</li> <li>申請子どもは、認定希望日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している(第2号)</li> <li>申請子どもは、認定希望日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある(第3号)</li> <li>□ 市民税非課税に該当</li> <li>□ 市民税非課税に該当</li> </ul>																
	該当する□に		て下さい。														
保育を必 要とする	<ul><li>(子から見た粉</li><li>②・母・その付</li></ul>		☑ 就労	」 妊娠 出産		矣病 章害等	□ 介護 看護		災害 復旧		求職 活動等		就学		その他(		)
理由	<ul><li>(子から見た線</li><li>父・母・その何</li></ul>		☑ 就労	□ 妊娠 出産		矣病 章害等	□ 介護 看護		災害 復旧		求職 活動等		就学		その他(		)

上記「認定種別」が(第3号)に該当する場合に記入して下さい。

認定希望日の 前年1月1日現在の住所 ※2	(母親) ☑ 現住所と同じ	(父親) ☑ 現住所と同じ
認定希望日の 前々年1月1日現在の住所 ※3	(母親) ☑ 現住所と同じ	(父親) ☑ 現住所と同じ

※2. 3. 現住所と異なる場合は、記入した住所地の市町村で発行される前年(前々年)1月1日を賦課年度とする市町村民税所得割額がわかる証明書(課税証明書など)を添

同居者を全員記入して下さい。※個人番号欄は、上記「認定種別」が(第3号)に該当する場合に、父母及び生計の中心者のみ記入して下さい。

		フリガナ 氏名	申請保護者との続柄		生年月日			就労・通学・通園先 又は単身赴任先	要介護認定又は 障害者手帳
		コバ ヤシ タロウ		個人番号	0000	00000	0000		
生	1	小林 太郎	父	大正 昭和 平成 令和	〇年	〇月	OB	〇〇会社	□有
の申	001649	コハ・ヤシ ハナコ		個人番号	0000	00000	0000		
中請心子	2	小林 花子	母	大正 昭和 令和	〇年	〇月	OB	自営業	□有
者ど	0.000	コハ・ヤシ シ・ロウ		個人番号	0000	00000	0000	000000000000000000000000000000000000000	
番の	3	小林 次郎	兄	大正 昭和 平成 令和	○年	〇月	ОВ	△△小学校	□有
方珠に護	100	コハ*ヤシ サフ*ロウ		個人番号	0000	00000	0000		
○者 を及	4	小林 三郎	本人	大正 昭和 全和	○年	〇月	ОВ		□有
付び		コハ・ヤシ イチロウ		個人番号	0000	00000	0000		
(生計の中心者の番号に○を付けて下さい)	5	小林 一郎	祖父	大正 昭和 平成 令和	○年	〇月	OB	●●会社	□有
ト省		コハ*ヤシ フミコ		個人番号	0000	00000	0000		0.0000000000000000000000000000000000000
5)	6	小林 二三子	祖母	大正 昭和 字和	○年	〇月	ОВ		☑有
				個人番号					
	7			大正 昭和 平成 令和	年	月	日		□有

<sup>&</sup>lt;必ず裏面も記入して下さい>

#### (裏面)

#### 幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ	000000	所在地	₹ 886	- 0000	TEL OC	) 000	00 ) 0000
46+00L 62	〇〇初中 = 1/4 国	別任地	園の住所				
施設名	○○認定こども園	利用開始	予定日	令和○年	OJ	月 (	ОВ

#### 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ 施設名	利用するサービス の種類	所在地	利用開始予定日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	₹ — TEL: — —	年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 — TEL: — —	年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	₹ — TEL: — —	年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	₹ — TEL: — —	年 月 日

#### 保育を必要とする理由に応じて記入して下さい。

			I The state of the				
		母親の状況	父親の状況				
	就労 種別	□ 居宅外労働 □ 自営 → □ 中心者 □ 中心者 □ 自宅以外 □ 協力者 □ トの職 □ その他: ( )	☑ 居宅外労働     □ 自宅     □ 中心者       □ 自営 → □ 自宅以外     □ 協力者       □ 内職     □ その他: (				
就労	通勤手段 ・時間	通勤手段 (走沙・自転車・パス・自動車・電車・その他( ) ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。	通勤手段 後歩・自転車・パス・自動車・電車・その他( ) ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。				
労	• 时间	通勤時間 約 5 分 (往復時間を記入して下さい。)	通勤時間 約 分 (往復時間を記入して下さい。)				
	前年1月 1日以降 の転職	<ul> <li>✓ 無</li> <li>        f ⇒</li></ul>	<ul> <li>✓ 無</li> <li>□ 有 ⇒ ① 就労先名:</li> <li>就労期間:</li> <li>から</li> <li>② 就労期間:</li> <li>から</li> </ul>				
	妊娠・出産	☑ 無					
	(申請時点)	□ 有 ⇒ (予定日) 年 月 日					
书	疾病・障害 等	(疾病・障害名) (手帳交付) □ 有 □ 無	(疾病・障害名) (手帳交付) □ 有 □ 無				
Δ.	被介護者名	小林 二三子 (請子どもとの続柄: 祖母 )	小林 二三子 (申請子どもとの続柄: 祖母 )				
介護	傷病・障害名						
•	受診等	□入院中 通院(月・週 2 回)	□入院中 通院(月·週 回)				
看護	の状況	□通所・通学(週 回) 施設名( )	□通所・通学(週 回) 施設名( )				
	災害復旧	災害の状況:	災害の状況:				
3	<b></b>	活動の内容:	活動の内容:				
	通学手段 • 時間	通学手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他( ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。	通学手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車・その他() ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。				
L	75.555	通学時間 約 分 (往復時間を記入して下さい。)	通学時間 約 分 (往復時間を記入して下さい。)				
就学	就学の 目的	□ 卒業後就労するため □その他( )	□ 卒業後就労するため □その他( )				
	期間	年 月 日まで	年 月 日まで				
	卒業後 の予定	(就労日数・時間) □ 週 日、1日 時間就労	(就労日数・時間) □ 週 日、1日 時間就労				
	その他	保育を行うことが困難と認められる内容	保育を行うことが困難と認められる内容				

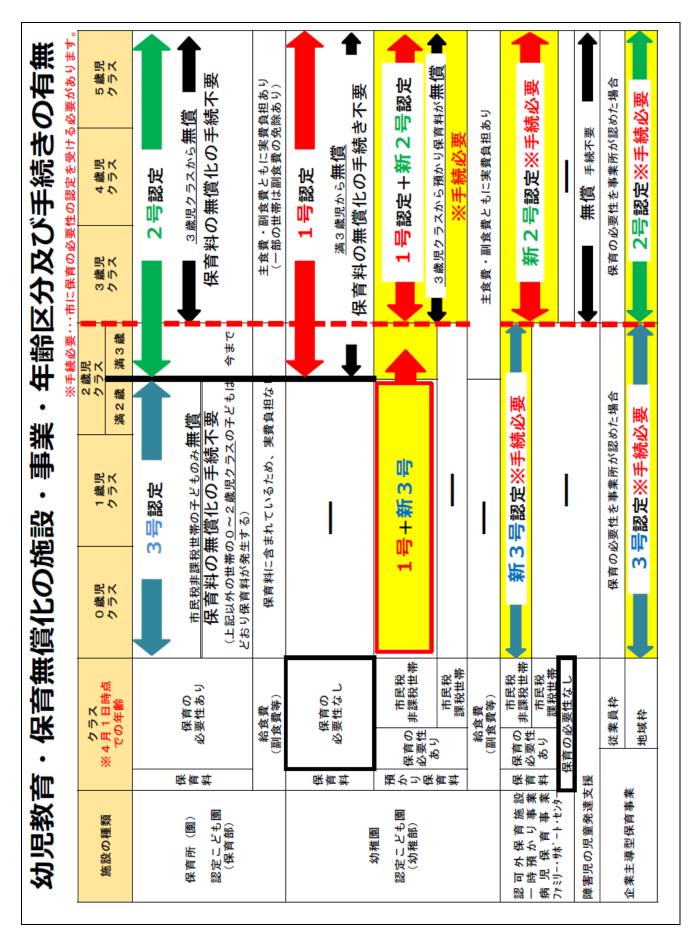
#### 添付書類 (以下の中から該当する書類を添付して下さい)

1. 就労	居宅外で就労されている方(予定を含む)	就労証明書(就労内定の場合はその証明を受けて下さい)		
	自営(自宅外自営、親族経営等の自営を含む)の場合	就労状況申告書、自営の証明書類の写し(確定申告書、営業許可証、開業届等)		
2. 妊娠·出産	出産前後の方(出産前8週間・後8週間に限る)	母子健康手帳の写し(氏名と出産予定日が記載されているページ)		
3. 就学	保護者が学校に在学中の方	在学証明書(入学予定の場合は合格通知等)		
4. 疾病	保護者が病気の方	診断書		
5. 障害	保護者が障害をお持ちの方	障害による手帳等の交付を受けている方…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害 者保健福祉手帳の写し 交付を受けていない方…診断書		
6. 介護・看護	保護者が介護している方	申立書及び介護が必要であることがわかる書類(診断書、介護保険証の写し等)		
7. 求職活動	保護者が求職中の方	求職活動中であることを証明するもの(参考様式として今後変更の可能性あり)		
8. 認可外保育施設の利用	認可外保育施設の利用を希望される方	保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書(認定参考様式その9)		

# 小林市利用者負担額(保育料)R7.9.1~

#### 21,986 3、要年表の記載から第72人目の記憶を第2年(国表計算1千の概244分の1の前)、3人目にしても書を、理算の生作生物を単一年(作業)によりる書を、理算の生作生物を単一年(作業)によりまります(国本部第1千の集社4分の1の前)、3人目以数を第3千(民事が集党)の32編集での末帯は、表年数(年齢的限なし)から第72人目以数を発生(保育が集)の33編集での末帯は、表年数(年齢的限なし)から第72人目以数を発生(保育が集) 蝶を掘れ、後種かれ 19,500 22,25 国食費免除対象ライン 「ひとり親等の世帯」の 副食物の政治をライン 100 「ひとり親等の世帯以外」の 杂型粉碎器 小球機の・後継令の ・上院保育な30年に、技术代学の英數会在おあります。 英數也在分については、保育圏・原匠にども圏に得認してください。 の利用に係る保育料 HERETA CORRE 以后原展末井 97,000F185A 24,0007188 国の製品医分 100 袋 Ì 100 17 0 16 ii Ne ű. ř SANTENIE SANTE 螺糸器の・洗頭金の (保育) 都定こども関 令和元年10月の幼児教育・保育の集慣化により新たに0円となった階層 S.0 9900 小球機会・後難会を ・民格は勢が禁で後背面・感症にどら面・が後囲やに入困している場合、 は後の発性を発生・保険が発展が、とします。 おだし、投格をは発すして な様が)とし、COR機能からの発展士では続作率(作業を存む)から悪 とします。また、民格は仕事の一にしているのどの数等の表帯の場合。 SAN BANK ※鶴可保育團、 ただし、軽減器器(ひとり観等=ひとり観、摩がい見・名のいる自幸、多子軽減)靡く 小林市保育料一覧表 ひとり気体の末着) 上記以外の末巻) (ひとり数特の末巻) (ロシリ 独体の末巻) 「田島以外の南巻 (上記が外の事業) (上記が外の事業) 121,900円以上151,700円未満 151,700円以上169,000円未満 169,000円以上205,800円未満 205,800円以上253,600円未満 253,600円以上301,000円未満 301,000円以上397,000円未満 97,000円以上121,900円未満 77,101円以上97,000円未満 小林市の階層区分 397,000円以上 作町 左京宏学課 宏末権 行町之讯覧記錄 並将課款有推 毎年井机成保体室 雑成基3、500円会 施 57,700円以上 61,600円以上 74,600円未満 74,600円以上77,101円未満 88.0 ā < 、3人間以降を解され、後年から、19年の日本の、3人間以降を解され、後年が報告)とします。また、文都が生物を持ちませる。2012年間の生まれた。現中等(中華回路なり)3年(日本回路を上)5年(日本回路なり)ます。 ・一門衛展なび卒に告稿をして下谷の著載也古出地の出た。被釈也古少にしてには、始初帝國・總統に立つ國に提携した人がかて。 保護会に の利用に係る保育料 証食費 免験対象ライン 生活的猪田鄉 松の職権を分 緩長 ii. 保護会に に移立法審照年少から不学校3年生までの場合、最年度の9年年度では存立法を発す事態)、3人目は森の児童を第3年(保育科集等)、1人目は森の児童を第3年(保育科集社)上にしている場合、801、802階層の世帯は最中級(中華製 (教育) 小7級 高保施行にも教保施医療 (部装医療 的が) 東京中国客館大学の同様な場合の原施などの保護などを開発の日本の名談に する管理による支援等になる実施を ※幼稚園、飯定こども間 での最近2人国辺線を第2十(母音な簡単) (ひとり数等の末巻) (ひとり数等の末巻) (ひとり数体の末帯) (ひとり数体の末帯 77,101月以上144,100円以下 (上記55条の末巻) (上記54の末帯) (上記55条の末帯) (上記以外の末巻) 211, 201円以上300, 999円以 小林市の管理区分 301,000円以上 鄉長 144, 101 FG. 日 研究 株 大 株 大 株 大 株 大 各向井顶 院院祥皇 羅院基 区, 2027日 E 0 2

# 幼児教育・保育無償化の区分及び手続について



# 小林市内の施設

# 保育所(園)

施設名	施設名		保育時間 (下段/延長)	休日 保育	
小林地区					
中央保育所	真方 91 番地 1	23-3481	7:00~18:00 18:00~19:00		
南保育園	細野 1105 番地 1	22-3610	7:00~18:00 18:00~19:00		
小林乳児保育園	細野 1099 番地 1	22-4887	7:00~18:00 18:00~19:00		
細野保育園(※1)	細野 4351 番地 2	22-3576	7:00~18:00 18:00~18:30		
さくら保育園	細野 15 番地	23-4032	7:00~18:00 18:00~19:00		
朝日保育園	水流迫 845 番地 38	22-5071	7:00~18:00 18:00~18:30		
まがた保育園(※2)	真方 716 番地 2	22-4601	7:00~18:00 18:00~19:00		
東方保育園	東方 3232 番地 3	22-3761	7:00~18:00 18:00~18:30		
永久津保育園	北西方 4556 番地 1	22-5610	7:00~18:00 18:00~19:00		
野尻地区					
紙屋保育園(※3)	野尻町紙屋 2190 番地 2	46-0122	7:00~18:00 18:00~19:00		

- ※1 細野保育園は令和8年4月1日より認定こども園に移行予定
- ※2 まがた保育園は令和8年4月1日より認定こども園に移行予定
- ※3 紙屋保育園は令和8年4月1日より認定こども園みまつの分園に移行予定

### 小規模保育事業所

施設名	所在地	電話	保育時間 (下段/延長)	休日 保育		
小林地区						
ひだまり乳児園	トだまり乳児園 南西方 6081 番地 2 27-2067		7:00~18:00 18:00~18:30			
須木地区						
須木中央保育園	須木中原 1694 番地 1	48-2050	7:00~18:00 18:00~19:00			

# 認定こども園

施設名	所在地	電話	保育時間 (下段/延長)		休日 保育	
			保育部	幼稚部	PNIS	
認定こども園日章	細野 2779 番地 1	22-6043	07:00~18:00 18:00~19:00	09:00~15:00 15:00~18:00		
朋こども園	細野 235 番地	23-2517	07:00~18:00 18:00~19:00	09:00~14:00 14:00~19:00		
認定こども園みまつ	堤 3524 番地 14	22-4446	07:00~18:00 18:00~19:00	09:00~14:00 14:00~18:00		
認定こども園こすもす	細野 2018 番地	23-5204	07:00~18:00 18:00~19:00	09:00~14:00 14:00~18:00		
認定こども園小林昭和幼稚園	真方 48 番地	22-2403	07:30~18:30	08:00~15:00 15:00~18:30		
認定こども園太陽の子幼稚園	堤 2871 番地 2	23-9293	07:00~17:00 17:00~18:30	08:00~14:30 14:30~17:30		
小林カトリック幼稚園	細野 264 番地 3	22-2756	07:30~18:30	08:00~14:30 14:30~17:30		
認定こども園ひまわり保育園	堤 2893 番地	23-6870	07:00~18:00 18:00~19:00	09:00~14:00 14:00~18:00		
認定こども園西小林保育園	南西方 6054 番地 35	27-1647	07:00~18:00 18:00~19:00	09:00~14:00 14:00~18:00	0	
認定こども園こばと保育園	細野 735 番地 1	22-6692	07:00~18:00 18:00~19:00	09:00~14:00 14:00~18:00	0	
認定こども園育英幼稚園	細野 591 番地	22-4031	07:00~18:00	09:30~14:30 14:30~18:00		
野尻地区						
大塚原認定こども園	野尻町三ヶ野山 1294 番 地 15	44-0700	07:00~18:00 18:00~19:00	09:00~14:00 14:00~18:00	0	
認定こども園栗須保育園	野尻町三ヶ野山 4123 番 地	25-7800	07:00~18:00 18:00~19:00	09:00~14:00 14:00~18:00	0	
認定のじりこども園	野尻町東麓 2177 番地 1	44-1138	07:00~18:00 18:00~19:00	09:00~14:00 14:00~18:00		

# 幼稚園

施設名	所在地	電話	土曜登園	預かり 保育
かおる幼稚園	南西方 6081 番地 2	27–2067	8:00~12:00 (不定期開園) 不定期で休み有	~18:00

# 小林市健康福祉部こども課

〒886-8501 宮崎県小林市細野 300 番地 TEL 0984-23-1278 FAX0984-24-5063 E-Mail k\_kosodate@city.kobayashi.lg.jp